

地域包括支援センターをご利用ください



平成18年4月、市は介護保険法の改正に伴い市内3カ所に地域包括支援センターを設置し、運営を民間に委託しました。
今月号では、その地域包括支援センターが行っている業務内容や担当地区などをお知らせします。

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターとは、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護や健康、福祉、医療などさまざまな面から総合的に支えるための機関です。センターには、介護サービス計画を作成するケアマネジャー（介護支援専門員）の指導などを行う『主任ケアマネジャー』、福祉に関する相談などさまざまな支援を行う『社会福祉士』、介護の必要な状態にならないための予防などを行う『保健師』が配置されており、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるような、高齢者ご本人やその家族などからの相談を受けています。相談内容などの秘密は固く守られますので、お気軽にお電話ください。必要に応じて職員が自宅などを訪問します。

どんなことをしているの？

地域包括支援センターでは、『介護予防ケアマネジメント』、『総合相談・支援事業』、『権利擁護事業』、『包括的継続的ケアマネジメント事業』を行っています。

① 介護予防ケアマネジメント

生活機能評価（介護予防健診）を受け、生活機能の低下が心配な高齢者や、『要介護認定』で『非該当（自立）』と認定された方を対象に、介護が必要な状態になることを未然

に防ぐための支援をしています。

また、『要介護認定』で『要支援1』と『要支援2』に認定された方を対象に、要支援状態の重症化や介護の必要な状態にならないための介護予防サービス計画を作成し、自立して生活できるよう支援をしています。

② 総合相談・支援事業

高齢者の介護や健康、福祉、医療などに関する悩みや問題に対応しています。

また、高齢者を介護している方からの相談など、制度にとられずに幅広い支援を行っています。

③ 権利擁護事業

高齢者虐待の防止や早期発見、対応を行っているほか、高齢者の権利利益を保護するための成年後見制度の利用促進など、権利擁護を図るために必要な支援を行っています。

※成年後見制度（法定後見）とは、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人などが判断能力の不十分な方を代理して契約などの法律行為や財産管理などを行うものです。

④ 包括的継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネジャーの相談や指導、助言を行うほか、高齢者の皆さんにとってより暮らしやすい地域にするため、町内会や民生委員児童委員などさまざまな機関との連携・協力体制の構築に努めています。